

耐震診断・耐震改修等費用の一部を補助します

	対象建築物	募集戸数	補助率	補助額 (上限)
耐震診断補助	<ul style="list-style-type: none"> ○町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの ○在来軸組構法、伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの ○昭和56年5月31日以前に着工したもの又は平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの(罹災証明書) <p>※個人が要する費用 1戸 5,500円(図面の有無に関わらず定額です) 「個人負担分を除く派遣に要する費用を町が負担します」</p>	2戸程度	/	/
耐震改修等補助	<p>★ 耐震改修計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象住宅 ①町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの ②在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの ③昭和56年5月31日以前に着工したもの又は平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの(罹災証明書) 	1戸程度	耐震改修計画の策定に要する費用の 2/3	20万円
	<p>★ 耐震改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象住宅 (上記の①～③のいずれにも該当するもの)及び④、⑤ ④耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの ⑤補助金の申請者以外に所有権を有しているものがある場合、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること 	1戸程度	耐震改修工事に要する費用の 1/2	80万円
	<p>★ 建替え工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象住宅 (上記の①～⑤のいずれにも該当するもの)及び⑥ ⑥被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの 	1戸程度	建替え工事に要する費用の 23%	60万円
	<p>★ 耐震シェルター工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象住宅 (上記の①、②、③、⑤のいずれにも該当するもの)及び⑦、⑧ ⑦昭和56年6月1日以降に着工し、次のいずれかに該当するもの ア 災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」又は「大規模半壊」と認定されたもの イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの ⑧耐震改修又は建替えに係る補助金の交付を受けてないもの 	1戸程度	耐震シェルター工事に要する費用の 1/2	20万円

申込期間

令和6年5月7日(火)～令和6年11月29日(金)まで (土曜、日曜、祝日を除く)

詳しくは、嘉島町役場建設課 管理係(☎237-2619)へお尋ねください。